

広島県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護老人福祉施設 アルカディアせんだ	福山市千田町二丁目5番10号	令和6年6月18日
老人ホーム	ショートステイ アルカディアせんだ	福山市千田町二丁目5番10号	令和6年6月18日
老人ホーム	特別養護老人ホーム ぬくもり	福山市新涯町六丁目11番21号	令和6年6月18日
老人ホーム	ショートステイ ぬくもり	福山市新涯町六丁目11番21号	令和6年6月18日
老人ホーム	SOMPOケア そんぼの家 福山東	福山市南蔵王町六丁目10番19号	令和6年6月18日